

特別研究員-PD、RPD採用内定者（令和3年度採用分）各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員-PD、RPD
（令和3年度（2021年度）採用分）の資格要件に係る特例取扱いについて（通知）

日本学術振興会では、優れた若手研究者に、その研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を特別研究員に採用し、支援を行っています。

こうした中、特別研究員-PD、RPD（以下、それぞれ「PD、RPD」という。）の令和3年度採用分の採用内定者においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、PD、RPDの申請資格である博士号の取得が遅れ、採用開始となる令和3年4月1日時点において資格要件を満たさない状況が生じることが想定されるところです。

このため、日本学術振興会では、こうした状況に鑑み、令和3年度採用分PD、RPDの採用内定者を対象として、下記のとおり特例取扱いを設けることとしました。

該当者におかれましては、本通知の内容をご確認いただき、本特例取扱いの適用を希望する場合は、下記の必要な手続をお願いいたします。

記

1. PD、RPDの資格要件に関する特例取扱い

PD、RPDの令和3年度採用分募集要項では、令和3年4月1日時点において博士号を取得していることを申請資格としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年4月1日までに博士号を取得できない場合は、所定の手続を経ることにより、令和4年1月1日まで博士号の取得期限を延長することとし、この期間中において、引き続き該当者を令和3年度採用分の採用内定者として取り扱うこととします。本取扱いを適用した場合におけるPDの採用開始日は、以下の（2）に示すいずれかの日のうち博士号取得後の直近の日とします。また、RPDの採用開始日は、博士号取得後の（2）に示すいずれかの日を選択することとします。

なお、令和4年1月1日時点において、博士号を取得していない場合は、PD、RPDの採用内定を取り消しますので、ご注意ください。

（1）対象者

PD、RPDの令和3年度採用分の採用内定者で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和3

年4月1日時点で博士号を取得できない者のうち、上記の特例取扱いを希望する者とする。

(2) 採用開始日

①令和3年7月1日、②令和3年10月1日、③令和4年1月1日 のいずれかの日とする。

(3) 手続

上記の特例取扱いを希望する場合は、「特別研究員-PD、RPD（令和3年度採用分）博士号取得期限延長願」＜様式A-1＞、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う博士号の取得について」＜様式A-2＞及び「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特別研究員受入承諾書」＜様式A-3＞に必要事項を記入し、令和3年4月8日（木）までに受入研究機関の事務局においてとりまとめの上、本会までご提出ください。なお、提出にあたっては、各提出書類をPDFファイルに変換し、受入研究機関の事務局より本会まで電子メールにて提出することも可能とします。

2. その他

特別研究員が行う研究を対象とする科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の交付を希望する者は、令和3年1月中旬公開予定の「令和3（2021）年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究員奨励費）」に従って応募に係る必要な手続を行ってください。

本通知に関しご不明な点がある場合は、下記の本件照会先までお問い合わせ下さい。

【本件照会先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課
e-mail: yousei2@jsps.go.jp 、 [TEL:03-3263-5070](tel:03-3263-5070)